



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年3月16日火曜日 第2149号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則.....	203
愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則.....	206

告 示

救急病院の協力申出.....	207
医師の指定.....	207
指定医師の所在地の変更.....	207
指定医師の辞退の届出.....	208
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	208
指定居宅サービス事業者の指定.....	208
指定居宅介護支援事業者の指定.....	208
指定介護予防サービス事業者の指定.....	208
指定居宅サービス事業の廃止.....	209
指定介護予防サービス事業の廃止.....	209

旅行業法による行政処分についての公開の聴聞.....	209
愛媛県治山事業施行規程の一部改正.....	209
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	210
道路の区域変更（県道今治波方港線）.....	210
道路の供用開始（県道今治波方港線）.....	210
市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧.....	210
兼用工作物の管理の方法について.....	211
道路の区域変更（県道内子双海線）.....	211
道路の供用開始（ " ）.....	211
道路の区域変更（県道長浜中村線）.....	211
道路の供用開始（ " ）.....	212

公 告

技能検定の合格者.....	212
---------------	-----

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則...	220
----------------------------------	-----

規 則

○愛媛県規則第6号

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県身体障害者福祉法施行細則（昭和34年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第3 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見（13歳未満用）の項の次に次のように加える。

肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日 (第1回)		検査日 (第2回)	
	年 月 日		年 月 日	
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし・Ⅰ・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ		なし・Ⅰ・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	
腹水	なし・軽度 中程度以上 おおむね 1		なし・軽度 中程度以上 おおむね 1	
血清アルブミン値	g/d l		g/d l	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg/d l		mg/d l	
合計点数	点		点	
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無		有 ・ 無	

注1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。

2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

<Child-Pugh分類>

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度 (Ⅰ・Ⅱ)	昏睡 (Ⅲ以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/d l 超	2.8~3.5g/d l	2.8g/d l 未満
プロトロンビン時間	70%超	40~70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/d l 未満	2.0~3.0mg/d l	3.0mg/d l 超

3 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム (1981年) による。

4 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減及び穿刺による排出量を勘案して見込まれる量がおおむね1 l 以上を軽度、3 l 以上を中程度以上とするが、小児等の体重がおおむね40kg 以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によつてコントロールできないものを中程度以上とする。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを摂取していない。	○ ・ ×	○ ・ ×
改善の可能性のある積極的治療を実施	○ ・ ×	○ ・ ×

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有 ・ 無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有 ・ 無		

4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴及び日常生活活動の制限

補完的な肝機能診断	血清総ビリルビン値5.0mg/dl以上		有 ・ 無
	検査日	年 月 日	
	血中アンモニア濃度150 μ g/dl以上		有 ・ 無
	検査日	年 月 日	
血小板数50,000/mm ³ 以下		有 ・ 無	
検査日	年 月 日		
症状に影響する病歴	原発性肝がん治療の既往		有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	
	特発性細菌性腹膜炎治療の既往		有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	
	胃食道静脈瘤 ^{りゅう} 治療の既往		有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	
	現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染		有 ・ 無
最終確認日	年 月 日		
日常生活活動の制限	1日に1時間以上の安静 ^が 臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月に7日以上ある。		有 ・ 無
	1日に2回以上の嘔吐 ^{おう} 又は30分以上の嘔気 ^{おう} が月に7日以上ある。		有 ・ 無
	有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある。		有 ・ 無

注5 肝臓移植を行った者であつて、抗免疫療法を実施している者は、1、2及び4の記載は、省略可能である。

該当個数	個
補完的な肝機能診断又は症状に影響する病歴の有無	有 ・ 無

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第7号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則（平成12年愛媛県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（規則で定める手数料の金額）</p> <p>第1条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験（次号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、金属研磨仕上げ、切削工具研削、製材のこ目立て、ダイカスト、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、木工機械整備、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、竹工芸、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、ガラス製品製造、陶磁器製造、ファインセラミックス製品製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、れんが積み、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、畳製作、配管、<small>ちゅうぼう</small>厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、<u>熱絶縁施工</u>、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウエルポイント施工、化学分析、金属材料試験、漆器製造、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 16,500円</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>(3) 3級の技能検定に係る実技試験（在校生に限る。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気</p>	<p>（規則で定める手数料の金額）</p> <p>第1条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験（次号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、金属研磨仕上げ、切削工具研削、製材のこ目立て、ダイカスト、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、木工機械整備、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、竹工芸、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、ガラス製品製造、陶磁器製造、ファインセラミックス製品製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、れんが積み、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、畳製作、配管、<small>ちゅうぼう</small>厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、<u>スレート施工</u>、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウエルポイント施工、化学分析、金属材料試験、漆器製造、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 16,500円</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>(3) 3級の技能検定に係る実技試験（在校生に限る。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気</p>

機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 11,000円
イ・ウ 省略

機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工 _____、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 11,000円
イ・ウ 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第290号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
広瀬病院	今治市拜志1番26号	医療法人陽成会	平成25年3月4日まで
循環器科林病院	新居浜市中西町6番46号	医療法人健生会	平成25年3月4日まで

○愛媛県告示第291号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肝 臓 機 能 障 害	内 科	新居浜協立病院	山 岡 伸 三	新居浜市若水町1-7-45	平成22年3月1日
肝 臓 機 能 障 害	内 科	新居浜協立病院	谷 井 実	新居浜市若水町1-7-45	平成22年3月1日
肝 臓 機 能 障 害	内 科	新居浜協立病院	谷 本 浩 二	新居浜市若水町1-7-45	平成22年3月1日
肝 臓 機 能 障 害	内 科	新居浜協立病院	中 濱 大	新居浜市若水町1-7-45	平成22年3月1日

○愛媛県告示第292号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
山 本 正 治	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市269-1	やまもと眼科クリニック	西条市丹原町池田109-4	平成22年2月1日
木 原 洋 介	国民健康保険久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万65	きはら整形外科	伊予市米湊815-1	平成22年3月1日

○愛媛県告示第293号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
視 覚 障 害	眼 科	医療法人住友別子病院	堀 内 良 紀	新居浜市王子町3番1号	平成 22年 1月31日

○愛媛県告示第294号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101505	特定非営利活動法人さなえ	松山市一番町一丁目14番地7	小 川 純 人	就労継続支援A型	さなえスバ就労継続支援A型事業所	松山市福音寺町750番地	平成22年 2月1日

○愛媛県告示第295号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
合同会社ひだまり	ひだまり介護ステーション	愛媛県伊予郡砥部町高尾田154番地	平成22年 2月 1日	訪問介護
特定非営利活動法人共同連えひめ	共同連えひめ南予支部介護部	愛媛県大洲市菅田町菅田甲940番地6ソレイユ21-107	平成22年 2月15日	訪問介護

○愛媛県告示第296号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
有限会社ケアサポートゆずりは	居宅介護支援事業所ゆずりは	愛媛県宇和島市祝森甲3081番地1	平成22年 2月 1日	居宅介護支援
合同会社さくら	居宅介護支援事業所さくら	愛媛県新居浜市中村四丁目9番13号	平成22年 2月 1日	居宅介護支援
株式会社アクティブ	居宅介護支援事業所きらめき	愛媛県新居浜市秋生2348番地の44	平成22年 2月15日	居宅介護支援

○愛媛県告示第297号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社ひだまり	ひだまり介護ステーション	愛媛県伊予郡砥部町高尾田154番地	平成22年 2月 1日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第298号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社翼	株式会社翼 松山営業所	愛媛県松山市南久米町乙24-66 U K E N A南久米101	平成22年 2月 1日	福祉用具貸与
株式会社翼	株式会社翼 松山営業所	愛媛県松山市南久米町乙24-66 U K E N A南久米101	平成22年 2月 1日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第299号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社翼	株式会社翼 松山営業所	愛媛県松山市南久米町乙24-66 U K E N A南久米101	平成22年 2月 1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社翼	株式会社翼 松山営業所	愛媛県松山市南久米町乙24-66 U K E N A南久米101	平成22年 2月 1日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第300号

旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定による行政処分について、同法第23条の2第1項及び第4項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 期日
平成22年 3月24日（水）午前10時30分
- 2 場所
松山市一番町四丁目 4番地 2

愛媛県庁第二別館 5階第7会議室

3 被聴聞者

- (1) 名称、代表者氏名及び所在地
キクチ観光株式会社
代表取締役 菊地 英太郎
西予市宇和町河内95番地 3
- (2) 登録番号
愛媛県知事登録旅行業第 3 - 171号
- (3) 登録年月日
平成20年 3月14日

○愛媛県告示第301号

愛媛県治山事業施行規程（昭和61年 3月愛媛県告示第427号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 治山事業 <u>特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第158条第4項に規定する治山事業及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第3条第4号又は第5号に規定する施設に係る災害復旧事業</u>で、県又は知事が施行するものをいう。</p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 治山事業 <u>治山治水緊急措置法(昭和35年法律第21号)第2条第1項に規定する治山事業</u> 及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第3条 <u>に規定する治山施設災害復旧事業</u> で、県又は知事が施行するものをいう。</p> <p>(2)・(3) 省略</p>

○愛媛県告示第302号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成22年 3月16日から 3月29日まで

○愛媛県告示第303号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	今治波方港線	今治市中堀四丁目252番7から 今治市中堀三丁目260番3まで	旧	メートル 4 5 ~ 15 0	キロメートル 0.185	
		今治市中堀四丁目252番15から 今治市中堀三丁目260番8まで	新	12 4 ~ 15 0	0.185	

○愛媛県告示第304号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治波方港線	今治市中堀四丁目252番15から 今治市中堀三丁目260番8まで	平成22年 3月16日

○愛媛県告示第305号

東温市から協議のあった市営土地改良事業(ほ場整備事業・樋口地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 3月16日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業(ほ場整備事業・樋口地区)変更計画書の写し
- (2) 東温市農地、農業用施設災害復旧事業及び土地改良事業分担金徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成22年 3月17日から 4月14日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第306号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 3月16日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川出海川水系出海川	左岸河川管理道	大洲市長浜町出海丁361番2から大洲市長浜町出海乙1071番2まで	道路管理者 大洲市 大洲市大洲690番地1
二級河川出海川水系出海川放水路	〃	大洲市長浜町出海丁414番3から大洲市長浜町出海丁361番2まで	〃

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成22年 3月16日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	内子双海線	喜多郡内子町河内820番7	旧	メートル 13.0～13.5	キロメートル 0.036	
			新	15.9～20.8	0.036	

○愛媛県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子双海線	喜多郡内子町河内820番7	平成22年 3月16日

○愛媛県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市多田甲960番1地先から 同市多田乙354番5まで	旧	メートル 6.5～23.5	キロメートル 0.360	
			新	16.6～51.1	0.360	

○愛媛県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市多田甲960番1地先から 同市多田乙354番5まで	平成22年 3月16日

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成21年11月30日から平成22年 2月21日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成22年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

機械加工

特級

受 検 番 号
B 2

機械保全

特級

受 検 番 号
A 甲 1

自動販売機調整

特級

受 検 番 号
A 甲 1

プラスチック成形

特級

受 検 番 号
B 1

造園（造園工事作業）

1 級

受 検 番 号	
D	1

金属溶解（鋳鉄誘導炉溶解作業）

1 級

受 検 番 号	
A 甲	1

機械加工（普通旋盤作業）

3 級

受 検 番 号	
D	1

工場板金（機械板金作業）

2 級

受 検 番 号	
B	1

工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金作業）

2 級

受 検 番 号	
B	1

仕上げ（治工具仕上げ作業）

1 級

受 検 番 号	
D	1

機械検査（機械検査作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 11	A 甲 12

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18
A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 23	A 甲 24	A 甲 25
A 甲 26	A 甲 27	A 甲 28	A 甲 29	A 甲 30	A 甲 31

A 甲 32	A 甲 34	A 甲 35	A 甲 36	A 甲 37	A 甲 38
A 甲 39	A 甲 40	A 甲 41	A 甲 42	A 甲 43	A 甲 44
B 1	C 1	C 2	C 3	C 4	C 5

機械保全（機械系保全作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 11	A 甲 14	A 甲 15
A 甲 18	A 甲 21	A 甲 24	A 甲 25	A 甲 26	A 甲 27
A 甲 30	A 甲 33	A 甲 34	A 甲 38	A 甲 39	A 甲 40
A 甲 43	A 甲 44	A 甲 46	A 甲 49	A 甲 50	A 甲 51
A 甲 56	A 甲 57	A 甲 59	A 甲 60	A 甲 61	A 甲 62
A 甲 63	A 甲 64	A 甲 68	A 甲 72	A 甲 75	B 2
B 3	B 7	B 8	B 9	B 10	B 14
B 17	B 18	B 20	B 21	B 25	B 26
B 27	B 30	B 31	B 32	B 33	B 36
C 1	C 2	C 3	C 6	C 8	C 10
C 11	C 12	C 13	C 14	C 16	C 17

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 8	A 甲 14	A 甲 18	A 甲 23	A 甲 28
A 甲 29	A 甲 30	A 甲 31	A 甲 33	A 甲 35	A 甲 38
A 甲 39	A 甲 40	A 甲 41	A 甲 44	A 甲 45	A 甲 46
A 甲 47	A 甲 48	A 甲 49	A 甲 50	A 甲 51	A 甲 53
A 甲 54	A 甲 56	A 甲 58	A 甲 59	A 甲 60	A 甲 61
A 甲 62	A 甲 63	A 甲 64	A 甲 65	A 甲 66	A 甲 67
A 甲 68	A 甲 69	A 甲 72	A 甲 74	A 甲 76	A 甲 77
A 甲 78	A 甲 79	A 甲 80	A 甲 81	A 甲 82	A 甲 83
A 甲 84	A 甲 88	A 甲 89	A 甲 90	A 甲 92	A 甲 94
A 甲 98	A 甲 101	A 甲 103	A 甲 105	A 甲 109	A 甲 115
A 甲 117	A 甲 118	A 甲 123	A 甲 127	A 甲 129	A 甲 130
B 4	B 10	B 11	B 12	B 14	B 16
B 17	B 18	B 19	C 1	C 2	C 3
C 8	C 10	C 12	C 13	C 14	C 15
C 16	C 17	C 18	C 19	C 20	C 21
C 23	C 24	C 25	C 26	C 28	C 29
C 33	C 34	C 35			

機械保全（電気系保全作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 9	A 甲 17	B 2	B 4	C 1
C 4	C 5				

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	B 1	B 2
C 2	C 5	C 7	C 9		

機械保全（設備診断作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 15	C 9	C 10	C 12	C 13	C 14

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 2	C 3	C 5

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5

2 級

受 検 番 号
A 甲 3

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 9 A 甲 15 A 甲 22 A 甲 28	A 甲 2 A 甲 10 A 甲 16 A 甲 23 A 甲 29	A 甲 3 A 甲 11 A 甲 17 A 甲 24 B 1	A 甲 5 A 甲 12 A 甲 18 A 甲 25 B 2	A 甲 6 A 甲 13 A 甲 19 A 甲 26	A 甲 7 A 甲 14 A 甲 21 A 甲 27

自動販売機調整（自動販売機調整作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 4	A 甲 2	B 1	C 1	C 2	C 3

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 9	A 甲 10	A 甲 12	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 A 甲 17	A 甲 3 B 1	A 甲 5	A 甲 9	A 甲 13	A 甲 15

建設機械整備（建設機械整備作業）

2 級

受 検 番 号
D 1

農業機械整備（農業機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 B 5	A 甲 3 B 6	A 甲 7 C 8	B 1	B 2	B 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 5	A 甲 3 B 6	A 甲 6 C 1	A 甲 9 C 2	B 1	B 4

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 10 A 甲 17 B 5	A 甲 2 A 甲 11 A 甲 18 C 1	A 甲 3 A 甲 12 B 1 C 2	A 甲 5 A 甲 13 B 2 C 3	A 甲 7 A 甲 15 B 3 C 4	A 甲 9 A 甲 16 B 4

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 11	A 甲 3 A 甲 15	A 甲 4 A 甲 17	A 甲 8 B 3	A 甲 9	A 甲 10

強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2	B 3

石材施工（石材加工作業）

1 級

受 検 番 号
C 3

2級

受 検 番 号	
C	2

パン製造（パン製造作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 4	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 6

菓子製造（洋菓子製造作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 5	B 1

菓子製造（和菓子製造作業）

1級

受 検 番 号	
C	2

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	B 2

建築大工（大工工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	C 2	C 3

2級

受 検 番 号	
D	1

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7
A甲 8	A甲 9	A甲 10			

かわらぶき（かわらぶき作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 5	A 甲 7	A 甲 8

配管（建築配管作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4 A 甲 16	A 甲 5 A 甲 17	A 甲 6 B 1	A 甲 9 B 2	A 甲 10 C 1	A 甲 15 C 3

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 A 甲 8	A 甲 3 A 甲 9	A 甲 4 A 甲 11	A 甲 5 A 甲 14	A 甲 6 B 1	A 甲 7 C 3

配管（プラント配管作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 2	C 1	C 2

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 1

型枠施工（型枠工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 4	A 甲 4	A 甲 9	B 1	C 2	C 3

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	B 1	B 3

防水施工（アスファルト防水工事作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2	C 3

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1級

受 検 番 号
D 1

ガラス施工（ガラス工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 11	C 1	C 2	

2級

受 検 番 号
C 1

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 2	B 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 12	A 甲 14	A 甲 18
A 甲 19	A 甲 22	C 4			

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1

塗装（建築塗装作業）

1 級

受 検 番 号
D 1

塗装（鋼橋塗装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 7	B 3	B 4	B 5	C 3	D 1
D 2					

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

単一等級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4	C 1

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1082

職員の特務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月16日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の特務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県警察に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 条例第20条第1項第6号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) 天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、<u>文仁親王若しくは悠仁親王</u>の警衛の作業は、1,150円</p> <p>(2) 省略</p> <p>5～24 省略</p>	<p>(県警察に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 条例第20条第1項第6号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) 天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃 ____の警衛の作業は、1,150円</p> <p>(2) 省略</p> <p>5～24 省略</p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。